

平成24年3月12日

石川県情報公開審査会
会長 鴨野幸雄 殿

中 登史紀 印

意見書

(実施機関の「理由説明書(諮問案件第172号)」に対する意見書)

2点について意見を申し立てる。

1点は、「昭和62年以前つまり24年以上前に調査されたものであり、調査の目的とする事業はほぼ完成しているので、これが公開されたところで、事業の遂行に支障がでることにはならない。」との指摘に対して、「希少種保護については、ダム建設事業がほぼ完成したとはいえ、当然考慮すべきであり「これが公開されたところで、事業の遂行に支障がでることにはならない」と判断することは失当である。」と述べているが、事業が終わったにもかかわらず事業が遂行できないという主張は意味不明である。

もう1点は、「24年前の調査に基づき作成された植生及び生息域を示す資料であっても、植物及びコウモリ類は性質上、植生及び生息域が変化していない可能性が高いため、当時の植生及び生息域が現在のものとほぼ同じであることは容易に想像できる。」としても、少なくとも、ダム堤体の周辺ならびにダム湖に水没する区域(法枠工ブロック工や河床整正工が施されている)は完全に改変されており、その場所において改変前の自然環境に関するものはすべて公開するべきである。そもそも、公開の判断基準が明らかでなく、「希少種保護等のため非公開とする必要があるため」のためと称して、何もかにも非公開とするのは、県民の知る権利を損なう。結果として、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」ができない。